

令和3年9月10日

山陽小野田市議会議長 小野 泰 様

山陽小野田市議会議員政治倫理審査会長 矢田 松夫

### 審査結果報告書

令和3年7月21日付けで調査請求のあった件について、山陽小野田市議会政治倫理条例第10条第1項の規定に基づき、次のとおり審査結果を報告します。

調査請求の対象となった議員の氏名	山田伸幸
調査請求の対象となった事由の該当条項	山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条第1号及び同条第5号
調査請求の対象となった事由の内容	1 平成30年9月28日の議会における「ブラック企業発言」 2 上記発言をめぐるその後の対応状況
審査結果及びその理由	<b>【審査結果】</b> 山陽小野田市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という）第3条第1号に掲げる政治倫理基準に違反する行為はあり、同条第5号に掲げる政治倫理基準に違反する行為はない。 <b>【理由】</b> 上記1の「ブラック企業発言」については、広島高等裁判所における令和2年（ネ）第127号損害（名誉）回復請求控訴事件の判決の中で「名誉を毀損したとして不法行為を構成するとはいえない」とされているが、本市の第63回議会運営委員会（令和3年4月13日開催）では不穏当発

言と認定している。

議会は言論の府であり、発言の自由は保障されるべきものであるが、法令等により、議員は議会の会議において無礼の言葉を使用してはならず、また、議会の品位を重んじなければならない。(地方自治法 § 132、本市議会会議規則 § 151)

条例第3条第1号に掲げる政治倫理基準の遵守について、本件ブラック企業発言は、事業者名を具体的に示さずに行った結果、「太陽産業株式会社の労働環境は劣悪なのでは」といった負の印象を抱かせてしまうものであったと認められる。山田議員は当該発言の約1か月後に事業者を取り違えていたことを認識したが、発言訂正は約2年8か月後に行っている。その間、訴訟の提起など事態は深刻化していった。本市の議員は政治倫理条例により、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない、速やかな発言訂正と太陽産業株式会社への謝罪をすべきであった。これができなかった点は、条例第3条第1号に規定する市民全体の代表者としての品位と名誉を保持しているとは認められない。

次に、条例第3条第5号に掲げる政治倫理基準の遵守について、上記1の「ブラック企業発言」は、常任委員会委員長による委員会審査結果報告に対する質疑でなされたものである。これは、低価格での契約締結の適否をただすために行われたものと認められ、市が締結する請負契約に関し、不利となる取り計らいをしたとは認められない。

**【被審査議員に対する措置】**

議場における議長の注意及び謝罪文の朗読